

公文書一部公開決定通知書

人第419-4号
令和6年2月29日

伊東 晴美 様

福井県知事 杉本 達治



公文書不開示処分取消等請求控訴事件（名古屋高等裁判所金沢支部令和4年（行コ）第14号同5年11月15日判決）の確定に伴い、次の公文書の取り消された部分の一部を公開することを決定したので通知します。

公文書の非開示決定が取り消された部分の名称	高浜町元助役関係調査委員会報告書（令和元年11月21日発表）の根拠および基礎資料（調査様式、調査票）のうち、調査対象者の回答内容
公開しない部分	別紙のとおり
公開しない理由	別紙のとおり
※ 公開しない部分を公開することができる期日および範囲	一年 一月 一日（この日以降に改めて請求してください。） （範囲） -
公開の実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ）
公開の日時	年 月 日 午前 時 分から 午後
公開の場所	福井県県政情報センター（県庁1階）
担当課（所）	総務部人事課人事グループ （電話番号 0776-20-0241）
備考	

注

- 1 公文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課（所）へ連絡してください。

- 1 この決定に不服のある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。
- 3 1の審査請求をした場合のこの決定の取消しの訴えは、2にかかわらず、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(別紙)

公開しない部分	公開しない理由
1. 森山氏の居所ならびに親族の氏名、続柄、職名および学歴	下記理由 1
2. 調査対象者の健康状態、親族の続柄、親族間の私的な交流関係、調査の設問自体に対する個人的な意見	下記理由 1
3. 部落差別の解消に向けた事務の適正な遂行に支障が生じる記述	下記理由 2 および 3

公開しない理由

理由 1 : 福井県情報公開条例第 7 条第 1 号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため

理由 2 : 福井県情報公開条例第 7 条第 7 号に該当

県の部落差別の解消に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

理由 3 : 福井県情報公開条例第 7 条第 8 号に該当

県が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公にすることができないため